

加古川市斎場の管理運営に関する基本協定書（案）

加古川市（以下「甲」という。）は、●●●●（以下「乙」という。）と加古川市斎場の管理運営に関する業務（以下「管理運営業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が行う加古川市斎場の管理運営業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の対象となる公の施設）

第2条 乙が管理する公の施設は次のとおりとする。

加古川市斎場

（指定期間）

第3条 本協定による指定期間は、令和9年4月1日から令和24年3月31日までとする。

（管理業務の内容）

第4条 甲は、加古川市斎場の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第15号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、次に掲げる管理運営業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第3条に規定する業務
 - (2) 斎場の使用の許可に関する業務
 - (3) 斎場の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (4) その他斎場の管理上甲が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、「加古川市斎場整備運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）」のとおりとする。
- 3 本協定、別途事業年度毎に締結する年度協定、要求水準書及び事業計画書の間
に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、要求水準書、事業計画書の順
にその解釈が優先されるものとする。

（事業計画）

第5条 乙は、各年度の2月末日までに、当該年度の翌年度に係る事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和9年度に係る事業計画書については、甲が指定する期日までに提出するものとする。

- 2 乙は、事業計画書に基づき、計画的に管理運営業務を行わなければならない。
- 3 事業計画書は、次のとおりとする。

- (1) 年間事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 火葬炉設備等修繕計画書

(使用料等)

第6条 加古川市斎場の使用料及び本施設において火葬の事実を証する書類について、別途請求があった場合の交付手数料は、甲の収入とする。

- 2 乙は、徴収した使用料等を適正に管理し、甲の指定する金融機関に収納するものとする。
- 3 乙は、徴収した使用料等を紛失したときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

(指定管理料)

第7条 甲は、管理運営業務の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う指定期間中の指定管理料の上限は、金●●, ●●●, ●●●●円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とし、各年度の指定管理料は、甲の予算の範囲内で、別途事業年度毎に締結する年度協定で定めるものとする。ただし、第26条のリスク分担、その他甲乙協議において市が負担することとした場合の指定管理料増額分については、当該上限から除くものとする。

(年次事業報告書の提出)

第8条 乙は、加古川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第26号)第8条の規定に基づき、毎年度終了後30日以内に別に定める事業報告書及び収支決算書、その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 斎場の運営管理状況
 - (3) 管理経費の収支状況
 - (4) 使用料及び手数料の収支状況
 - (5) 喫茶・売店及び自動販売機にかかる売り上げ状況
 - (6) その他甲が必要と認めるもの

(月次事業報告書の提出)

第9条 乙は、毎月末から10日以内に別に定める月次事業報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の月次事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 斎場の運営管理状況
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) 使用料及び手数料の収支状況
- (5) 喫茶・売店及び自動販売機にかかる売り上げ状況
- (6) その他甲が必要と認めるもの

(利用者満足度の調査)

第10条 乙は、利用者の満足度を調査するため、アンケート等により利用者の意見、要望等を聴取するとともに、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の調査結果を受け、必要に応じ業務改善策を取りまとめ、実施するものとする。

(業績監視)

第11条 甲は、乙の管理運営業務の水準を確認するため、モニタリングを行う。

(会計区分)

第12条 乙は、管理運営業務に関しては、本社経理等他の事業経理と別途に会計を設け経理を明確にしなければならない。

2 乙は、管理運営業務に関する会計の帳簿を作成し、指定期間終了5年後まで、適切に保管するものとし、甲が求めた場合は、当該帳簿を甲の閲覧に供するものとする。

(個人情報保護)

第13条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、管理業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等を防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(権利譲渡禁止)

第14条 乙は、本協定を締結したことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(第三者への委託)

第15条 乙は、管理運営業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、管理運営業務の一部について、予め書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

(甲の本協定の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対して書面により通知した上で、本協定及び年度協定を解除することができる。

- (1) 乙が自らの責めに帰すべき理由により本協定又は年度協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が本協定、年度協定又は関係法令等の条項に違反し、かつ、甲が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。
 - (3) 事業評価の結果、乙の業務の水準が、要求水準書もしくは事業計画における乙の提案内容を満たしていない場合に、甲が、乙に対して必要な改善措置を講じるように是正勧告を行い、それでも改善が見られないとき。
 - (4) 乙が協定を履行する上で必要とされる資格の取消し又は停止を受けたとき。
- 2 前項の規定により本協定締結を解除したときは、乙は甲に対して年度協定に規定する指定管理料の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。
- 3 甲は、第1項に定める場合を除き、指定期間中は本協定及び年度協定を解除することができない。

(乙の本協定の解除)

第17条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、甲に対して書面により通知した上で、本協定及び年度協定を解除することができる。

- (1) 甲が自らの責めに帰すべき理由により本協定又は年度協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 甲が本協定、年度協定又は関係法令等の条項に違反し、かつ、乙が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。
- 2 前項の規定により本協定締結を解除したときは、甲は乙に対して年度協定に規定する指定管理料の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項に定める場合を除き、指定期間中は本協定及び年度協定を解除することができない。

(損害賠償)

第18条 本協定の履行に当たり、乙に生じた損害又は乙が甲若しくは第三者に及ぼした損害は、乙がすべて負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によるときはこの限りでない。

(情報公開)

第19条 乙は、管理運営業務に係る情報の公開について、加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）の規定に準じ、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第20条 乙は、本協定の履行に当たって、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、また、自己の利益のために使用してはならない。指定期間終了後も同様とする。

(行政手続)

第21条 乙は、本協定の履行に当たって、その範囲において加古川市行政手続条例（平成9年条例第1号）に準じ、適正に処理しなければならない。

(事故発生時の報告等)

第22条 乙は、加古川市斎場内で事故等が発生した場合等には、直ちに必要な措置を行うとともに、甲へ報告を行うものとする。

(備品類の取扱い)

第23条 甲が配置している備品類は、現状有姿にて、乙に無償で貸与することとする。
乙は、貸与を受けた備品のメンテナンス経費、修理経費を負担するものとする。ただし、年度協定で定める額を超える場合（乙の責めに帰すべき理由がある場合を除く。）は、甲の負担とする。また、配置している以外の備品で、乙が必要とするものは、乙が、乙の負担において調達するものとする。なお、乙が本施設の管理のために調達した備品は、甲に帰属するものとする。

(火葬炉の補修及び修繕等)

第24条 管理運営業務に係る火葬炉設備及びその付属設備の補修及び修繕等については、乙が、乙の負担において実施することとする。

(その他施設等の補修及び修繕等)

第25条 管理運営業務に係る建築物、建築設備、外構及び備品等の補修及び修繕等のうち、1件あたりの金額が30万円未満のものについては、乙が、乙の負担において実施することとする。

2 管理運営業務に係る建築物、建築設備、外構及び備品等の補修及び修繕等のうち、1件あたりの金額が30万円以上のものについては、甲乙協議のうえ、甲の負担において実施することとする。

(リスク分担)

第26条 管理運営業務に関するリスク分担については、別紙のとおりとする。

2 乙は、管理上の瑕疵による事故に対応するため、リスクに応じた保険に加入するものとする。

(目的外使用許可の取扱い)

第27条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用許可については、指定管理者が行うことはできないことから、必要に応じて本市に取次ぎを行うものとする。

(暴力団等の排除に関する事項)

第28条 乙は、管理運営業務の実施にあたり、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第29条 本協定に関する紛争は、神戸地方裁判所姫路支部を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の改定)

第30条 甲は、管理運営業務に関し事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定を改定することができる。

(協議)

第31条 本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(年度協定)

第32条 本協定の発効により、当該事業年度における事項については、別に年度協定を締結する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市
加古川市長 岡田 康裕

乙 ●●●●